

例1

平成22年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書



この申告書は、あなたの給与について配偶者控除や扶養控除、障害者控除などの控除を受けるために提出するものです。
 この申告書は、控除対象配偶者や扶養親族に該当する人がいない人も提出する必要があります。
 この申告書は、2か所以上から給与の支払を受けている場合には、そのうちの1か所にしか提出することができません。

所轄税務署長 税務署長	給与の支払者の名称(氏名)	株式会社	(フリガナ) あなたの氏名	新橋太郎	あなたの生年月日	昭和47年 / 月 / 日	配偶者の無 有
	給与の支払者の所在地(住所)		あなたの住所又は居所	(郵便番号)105-0003 東京都港区西新橋2-3-9	世帯主の氏名	新橋太郎	

あなたに控除対象配偶者や扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生のいずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。

区分等	氏名	あなたとの続柄	生年月日	老人控除対象配偶者又は老人扶養親族(昭和16.1.1以前生)	特定扶養親族(昭和63.1.2生 平成7.1.1生)	職業	住所又は居所	平成22年中の所得の見積額	異動月日及び事由(平成22年中に異動があった場合に記載してください。)
A 控除対象配偶者	新橋明子		明・大 昭・平 5010.5			パート	東京都港区西新橋2-3-9	300,000円	
B 扶養親族	1 新橋一郎	子	明・大 昭・平 06.5.17	同居 老親等	0	なし	"		
	2 " 二郎	子	明・大 昭・平 010.7.5	同居 老親等		なし	"		
	3 新橋光子	母	明・大 昭・平 017.9.2	同居 老親等		なし	"		
	4		明・大 昭・平 . . .	同居 老親等					
	5		明・大 昭・平 . . .	同居 老親等					
C 障害者等	障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生の実状(該当する欄等に○を付け、()内には該当する扶養親族の人数を記入してください。)			左記の内容(この欄の記載に当たっては、裏面の「3 記載に」についてのご注意」の(2)をお読みください。)			異動月日及び事由(平成22年中に異動があった場合に記載してください。)		
	1 障害者	区分 本人 配偶者 扶養親族	本人 配偶者 扶養親族	2 寡婦 3 特別の寡婦 4 寡夫 5 勤労学生	新橋光子 同居 身体障害者 1人 東京都第000号 平成22年7月10日受付				
D 他の所得者が控除を受ける扶養親族等	氏名	あなたとの続柄	生年月日	職業	住所又は居所	異動月日及び事由	控除を受ける他の所得者 氏名 続柄 住所又は居所		
E 従たる給与から控除を受ける扶養親族等	氏名	あなたとの続柄	生年月日	職業	従たる給与の支払者 名称(氏名) 所在地(住所)				

- ◎ この申告書及び裏面の「申告についてのご注意」等は、平成21年9月1日現在の所得税法等関係法令の規定に基づいて作成してあります。
- ◎ 「主たる給与」とは、この申告書を提出した給与の支払者から受ける給与をいい、「従たる給与」とは、それ以外の給与の支払者から受ける給与をいいます。
- ◎ 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者に該当する場合には「老人控除対象配偶者又は老人扶養親族」欄に○印を付けてください。
- ◎ 扶養親族が老人扶養親族に該当する場合には、その老人扶養親族が同居老親等に該当するときは同欄の「同居老親等」の文字を、同居老親等以外の老人扶養親族であるときは「その他」の文字を○で囲んでください。また、扶養親族が特定扶養親族に該当する場合には、「特定扶養親族」欄に○印を付けてください。
- ◎ この申告書の記載に当たっては、裏面の「申告についてのご注意」等をお読みください。

例2

平成21年分 給与所得者の保険料控除申告書 兼 給与所得者の配偶者特別控除申告書

保・配特

所轄税務署長 税務署長	給与の支払者の 名称(氏名) 〇〇株式会社	(フリガナ) あなたの氏名 ミト コウ 港太郎
税務署長	給与の支払者の 所在地(住所) 東京都港区西新橋2-3-9	あなたの住所 又は居所



◆ 給与所得者の保険料控除申告書 ◆

生命保険料控除	保険会社等の名称	保険等の種類	保険期間又は年金支払期間	保険等の契約者の氏名	保険金等の受取人		あなたが本年中に支払った保険料等の金額(分配を受けた剰余金等の控除後の金額)	給与の支払者の確認印
					氏名	あなたの続柄		
一般の生命保険料	〇〇生命	養老保険	15年	港太郎	港太郎	本人	84,960円	
			10年	港幸子	港幸子	妻	36,000	
合計							① 120,960円	
個人年金保険料	XX生命	個人年金保険	20年	港太郎	港太郎	本人	144,000円	
年金の支払開始年月日			平成27.4.1		合計		② 144,000円	

地震保険料控除	保険会社等の名称	保険等の種類(目的)	保険期間	保険等の契約者の氏名	保険等の対象となった		あなたが本年中に支払った保険料等のうち、左欄の区分に係る金額(分配を受けた剰余金等の控除後の金額)(A)	給与の支払者の確認印
					家屋等に居住又は家財を利用している者の氏名	あなたの続柄		
地震保険料控除額	△△火災	種々の損害保険	10年	港太郎	港太郎	本人	地震(旧長期) 18,700円	
			△△火災	建物の地震損害	10年	港太郎	港太郎	
Aのうち地震保険料の金額の合計額					B 33,000円		Aのうち旧長期損害保険料の金額の合計額 C 18,700円	
地震保険料控除額		Bの金額 (最高50,000円) 33,000円		Cの金額(Cの金額が10,000円を超える場合はC×1/2+5,000円) 14,350円		= (最高50,000円) 47,350円		

社会保険料控除	社会保険の種類	保険料支払先の名称	あなたが本年中に支払った保険料の金額	小規模企業共済等掛金控除	種類	あなたが本年中に支払った掛金の金額
社会保険料控除	国民年金保険	株保研	159,600円		独立行政法人中小企業基盤整備機構の共済契約の掛金	円
合計(控除額)			159,600円		個人型年金加入者掛金	60,000
合計(控除額)			159,600円		心身障害者扶養共済制度に関する契約の掛金	円
合計(控除額)			159,600円		合計(控除額)	60,000円

◆ 給与所得者の配偶者特別控除申告書 ◆

あなたの本年中の合計所得金額の見積額	1236,000円		
(フリガナ) 配偶者の氏名	ミト サチコ 港幸子		
あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合の配偶者の住所又は居所			
○ 次の場合には、配偶者特別控除を受けることができません。 あなたの配偶者が、配偶者控除の対象となる場合、他の人の扶養親族とされる場合、青色事業専従者として給与の支払を受ける場合又は白色事業専従者に該当する場合には、申告できません。また、夫婦の双方がお互いに配偶者特別控除を受けることはできません。			
○ 配偶者の合計所得金額(見積額)を次の表により計算してください。			
所得の種類	収入金額等(ア)	必要経費等(イ)	所得金額(ア)-(イ)
給与所得(1)	1236,000円	650,000円	586,000円
事業所得(2)			
雑所得(3)			
配当所得(4)			
不動産所得(5)			
退職所得(6)		(退職所得控除額)	(ア)-(イ)×1/2
I~⑥以外の所得(7)		(うち特別控除額)	(一時所得又は長期譲渡所得は0)
配偶者の合計所得金額(1)~(7)の合計額			A 586,000円
(注)「配偶者の合計所得金額(見積額)」の計算については、裏面の説明をお読みください。			
○ 配偶者特別控除額の早見表			
A欄の金額		控除額 B	
0円から	380,000円まで	0円	
380,001円から	399,999円まで	380,000円	
400,000円から	449,999円まで	360,000円	
450,000円から	499,999円まで	310,000円	
500,000円から	549,999円まで	260,000円	
550,000円から	599,999円まで	210,000円	
600,000円から	649,999円まで	160,000円	
650,000円から	699,999円まで	110,000円	
700,000円から	749,999円まで	60,000円	
750,000円から	759,999円まで	30,000円	
760,000円から		0円	
配偶者特別控除額	早見表B欄の金額		21万円

この申告書は、平成21年9月1日現在の所得税法等関係法令の規定に基づいて作成してあります。
この申告書の記載に当たっては、裏面の説明をお読みください。
地震保険料控除の「地震保険料又は旧長期損害保険料の区分」欄の記載に当たっては、一つの損害保険契約等ごとに、地震保険料を控除の対象とする場合には「地震」の文字を、旧長期損害保険料を対象とする場合には「旧長期」の文字のいずれか一方を○で囲んでください。